

長野県市町村総合事務組合への事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 湖周行政事務組合（以下「甲」という。）は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定による非常勤職員の公務災害及び通勤災害の補償に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を長野県市町村総合事務組合（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行の方法は、乙の条例及び規則その他の規定（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 甲は、乙の条例等の定めるところにより、委託事務の管理及び執行に要する経費を負担するものとする。

(議決事件の通知)

第4条 乙は、乙の議会の議決事件のうち、次に掲げるものについて当該議会の議決を求めようとするときは、あらかじめ、これを甲に通知しなければならない。当該議決の結果についても同様とする。ただし、条例については、委託事務の管理及び執行に関するものに限るものとする。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。

(委託事務の廃止)

第5条 乙は、事務の委託を廃止するときは、委託事務の管理及び執行を廃止の日をもって打切り、条例等で定めるところにより算定した金額を、甲に納付させ又は還付するものとする。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。